

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第3節 一般輸入通関			第3節 一般輸入通關		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ワ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ワ) (同左)	(同左)	(同左)
(カ) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成6年法律第113号)	(省略)	(1)及び(2) (省略) (3) 第31条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が米穀等を輸入する場合には、 <u>食料安定供給特別会計支出負担行為担当官及び契約担当官農林水産省農産局長</u> （以下「農産局長（支出負担行為担当官等）」という。）が通知した「 <u>見積合せ結果通知書</u> 」の写し、又は農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし輸入者を乙とした「 <u>輸入米穀（等）の特別売買契約書</u> 」の写し (4) 第42条第5項において準用する第30条第2項の規定に	(カ) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成6年法律第113号)	(1)及び(2) (同左) (3) 第31条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が米穀等を輸入する場合には、 <u>農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし輸入業者を乙とした「輸入米穀（等）の特別売買契約書」の写し</u>	(4) 第42条第5項において準用する第30条第2項の規定に

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前		
		<p>より政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、農産局長（支出負担行為担当官）が通知した「落札決定通知書」の写し、又は農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし受託者を乙とした「輸入麦（等）買入委託契約書」の写し</p> <p>(5) 第43条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が麦等を輸入する場合には、農産局長（支出負担行為担当官等）が通知した「見積合せ結果通知書」の写し、又は農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし輸入者を乙とした「輸入麦（等）の特別売買契約書」の写し</p> <p>(6) (省略)</p>		<p>より政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし受託者を乙とした「輸入麦（等）買入委託契約書」の写し</p> <p>(5) 第43条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が麦等を輸入する場合には、農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし輸入業者を乙とした「輸入麦（等）の特別売買契約書」の写し</p> <p>(6) (同左)</p>
(ヨ)～(ウ) (省略)		(ヨ)～(ウ) (同左)		

別表第2 (省略)

別表第2 (同左)